

文教福祉委員会

令和4年3月7日（月）
午後1時30分～午後6時37分
議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・子育て支援部 大松子育て支援部長
- ・建設部 姉川建設部長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○村岡委員長

委員の皆様、朝から現地の視察、お疲れさまでございました。

それでは、ただいまから文教福祉委員会を開催いたします。

採決に入る前に、本日、行いました現地視察を踏まえまして、委員間協議を始めたいというふうに思います。

まず初めに、SAGAサンライズパーク関連文化会館整備事業について、視察させていただきましたが、まず、この点について、委員の皆さんお一人ずつ御意見をいただいてから協議に入りたいというふうに思いますので、どなたか、もう順番なく、視察していただいていたの所感なりを。

○松永憲明委員

サンライズパーク、市の文化会館の駐車場の件で見て回ったわけですが、まだまだ課題があるなというふうに思います。実際やってみないと分からないような点も、運用してみないと、渋滞する可能性が懸念されるというふうには思っておりますけれども、おおむね東側から入ってくる、出ていくことも可能だということになっておりますので、そこら辺は一定確認できたんじゃないかと思えます。

ただ、ゲートを設けることによって、今の信号のところの入り口、それから、出る場合、特に出る場合かなり渋滞する可能性は高いと、一方通行ですから、かなり高いなというふうな思いはしております。ですから、そういったときにロータリーのところを円形状に回れるように、途中から、例えば、東に抜けるように回っていくということも可能にして

おく必要があるんじゃないかと、そこら辺は、余地が残っておったなということで、答弁の中でも、そこは柔軟な対応を考えてあるようでしたから、そういうことが可能だということは分かったわけでありまして、あとは、料金の減免措置については、県のほうとの関連もありますので、そこは県議会のほうでもどういふふうな議論になるのか、そこら辺を注視していく必要があるんじゃないかというふうに思っているところです。以上です。

○村岡委員長

これについてはどうしても研究会と続けて説明があったので、この整備事業と今度また次回検討しなきゃいけない、駐車場の整備のゲートの件とか、そういったところがちょっと、ややもすると踏み込んだ形での発言になるので、一応今回の予算案の整備事業ということで、今日頂いた資料に書いてある8つの事業ということで、改めて整理しておいていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○川副委員

私も駐車場の有料化の件で話をさせていただきます。

当初は、有料化については利用者のほうから含めると必要ないんじゃないかなと思いましたが、今日、館長にも来ていただきましたので、館長のほうから聞くと、やはり不法駐車というのも非常に多くて、文化会館を利用される方からクレームが非常に多くついて、文化会館のほうとしてもなかなか駐車場に対する対策が思うままにならないということで、その対策としては有料化にするべきじゃないかなという話を聞きましたので、これはおいおい、料金含めて、またいろんな立場で議論していくところです。

あと、車の動線関係については、今日いろいろ話を現場で聞きましたので、あとは、スムーズな流れが行くように、専門的に任せてもらって、そこら辺は利用者の使い勝手がよくなるような形で、ぜひやっていただきたいということで思っています。以上です。

○村岡委員長

ありがとうございます。

じゃ、順番でいいですか。

○川崎委員

私、問題点が2点あると思っています。

1点目は、駐車場の出入り、特に入の場合に、西側はどうにかかります、150台ですから。東側の270台、10秒間で1台しか通りません。30分でも180台しか中に入れられないんです。この1か所しかない入り口、これはやはり工夫しないとイケないんじゃないかと。コンサートが目の前で行列しようとしているのに入れない。また、それが後尾、後ろの国道の右折待ちの車の渋滞につながるわけです。ですから、そこはしっかり考えていただきたいと思っています。

2点目は料金ですね。料金を徴収することについてはやぶさかではないんですが、現状では、県と同一歩調を取るために、独自の条例で制限できません。成人式も、卒業式も、

合唱コンクールも、差別と人権を考える県民集会といった、ああいった動員の集会も全部有料になると、1時間以上は。そういったものを市の裁量で行えないというのが問題点だと思っています。

○諸富委員

駐車場の件は、私も一人の利用者として感じるのは、あそこは渋滞するという大前提でいるので、その渋滞の緩和といっても、渋滞はするもんだという考えでおります。なので、計画の中で何かできることといたら、出入口の工夫とかになるのかなという印象を受けました。

私たち世代が車で移動するときは、大体小さい子を連れて、荷物も多い、そんな中で、車の台数を減らすために有料化ということですがけれども、車で来れないだったら行くのをやめようとなるかなとはちょっと正直思いました。なので、車で来ないように公共交通機関という前提があるのは分かっていますけれども、それがイコール来館者が少なくなってしまうということにつながらないようにする必要性を考えなきゃいけないんじゃないのかなという印象を受けました。

いろんな車の流れを検討して一方通行というのはもう変わらないという、今日の話、ずっとそうですけど、一方通行ですと、2車線で一方通行ですよ。そうすると、左側にいないと駐車場に入れにくいことにはなりますけど、そんなに運転が上手じゃない人とか若いママさんとかだと、うっかり右車線から左に行くだけでも、多分慌ててしまうと思うので、ある程度、出入口のところに誘導の警備員さんとかがやっぱりイベントのときには必要になるだろうな、いろいろな工夫が必要になるだろうなと感じました。

あともう一つ、そもそも絶対数が足りないということなので、幾ら車を減らすといっても、やっぱり車で来られる方は絶対いると思うんですよ。そのときに、せめて、よく見る姿は、待っても待ってもどうもスタートの時間に間に合わないというときに同乗者を取りあえず降ろして、先に行って、後から車をとめて合流するというケースとかよくあると思うんですけど、その乗降口のスペースをもっと安全な場所とか、広く取るとか、タクシーの乗降口の話もありましたけど、乗降口のスペースは、もうちょっとちゃんと考えてほしいなと思います。

○山下委員

現地を見られて、改めてよかったなと思います。

幾つか引っかけたのは、駐車場の入り口を増やしたらどうかという議論があったときに、場所を増やすというよりも、現地でも提案したんですが、西友北口、西友の元の暫定駐車場のようにならべて、要するに受皿、受け口を2つつくるということで、出入りを少しでもスムーズにする必要があるんじゃないかとか、それは可能なのではないかと思うんですが、もう一つは、乗降の人で特にお年寄りとか、つえついた人とか、そういう人を早めに屋根の下で降ろすというようなことを今までやっていたこともあるんですが、それをし

ようと思ったら、今のロータリーからぐるっと回ったら、どうしても一旦左側に降ろして、道路を渡って建物の中に入らなくてはいけないということになってしまうのが厳しいなというふうに思ったわけですね。それは、ぐるっと回ってきたとき、上のほうはいいのかな。上のほうだったらいいんですよ。ただ、この間いろんなことでタクシーの運転手の話を聞いたりすることがあって、やっぱりバス・タクシー協会の話を書くとかいう言い方ではなく、必ずそういうタクシーの現場の運転手の意見とか何かをちゃんと聞いたほうがいいということは、ぜひ意見としては言っておきたいなと。でないと、お客さんを降ろしたりするときの安全策とか何か感じていることとかいっぱいあるわけなので、必ずそういう人たちの意見を聞いてほしいなと。それは一般の客の人と、タクシー利用者との関係でも、遠いところにとめたら本当に大変だということもあるみたいなんですよね。なので、そこはぜひ。

もう一つ、駐車料金のことは、今回、直接ではないけれども、これも利用団体、利用者の声を聞いてほしいということは、委員会の審査の中でも言いましたが、例えば、大きいオーケストラとか吹奏楽だとかのゲネプロ、リハーサルを前日にしたら、特に楽器の人たちなんかは絶対車でないと来れないですもんね。そういうことになったときに、1時間100円がずっとなってしまうというのはやっぱり厳しいなということで、上限を設けるとか、あるいはそういう人たちはちゃんと認証のスタンプを押せるようにするとか、何かできないというよりも、県も含めて、そういう発想でいかないと、そもそも8,000人の施設を造った上に、今までの駐車場で利用していたスペースも使えなくなっているのに、駐車場は造らないという県の考え方自体も本当に迷惑な話なわけだから、そこは県と一体的に利用者の負担を増やさない方向で考えてもらうためにも、利用者の利用団体とかそういうところをきめ細かく聞いてもらいたいと。それを県にも言ってほしいということも含めて、ちょっと意見をぜひ上げていけたらなと思いました。以上です。

○福井委員

皆さん方が出された疑問とほぼ同じです。問題はやっぱり渋滞の緩和ということ、私はどこまでできるのかというのが最大の問題だと思いますし、料金関係については、主催事業をやっているところの市の施設と県の施設との間で、要するに駐車料金の請負のほうで、その辺との調整が当然必要になってくるだろうと思いますので、その辺のことは今後の課題として必要なのではないかと、そんなことをちょっと感じたところです。

○重田委員

私もほぼ皆さんと一緒にです。

ただ、今回は第1号議案のSAGAサンライズパーク関連文化会館整備事業ということにこだわりますと、駐車場の入り口のゲートの件ですね、やっぱり1つじゃ当然、まず混雑すると思いますので、川崎委員が指摘されたように、最低2か所に増やしていただくようにして、そして、あと、その辺の運用の仕方についてもぜひ検討していただきたいとい

うことです。以上です。

○西岡真一副委員長

そしたら、私も恐らく渋滞は起きると思いますので、そこはぜひともしっかり検討してもらわないと、予算審議そのものはいいとしても、そこはやってもらわないといけないと思います。

利用者の料金の話は先の話になりますけれども、私の知っている限りでも、週2回利用している音楽団体があります。必ず来るわけです。こういう人たちは楽器を持ってくる人たちですので、必ず駐車場を使います。それから、その人たちは演奏会をやります。文化会館をいっぱいにしたいんだけど、お客さんは入場料金にプラスして駐車場料金を払わないといけないと。やっぱりそういったような、利用団体に対する配慮というのはどうしても必要になってくると考えております。そこは今後、ちょっと執行部に聞きながらやっていきたいと思います。以上です。

○村岡委員長

ありがとうございました。

委員間協議ですので、私の所感としても、委員の皆さんに御意見を言っていたところ、今回の整備事業に関しては、車の出し入れのこと、当然、駐車台数が少なくなるという点が大きい点でもございました。西側が130台に対して東側が270台、およそ倍の台数を引き受けるのに、入り口が同じように1か所ずつというのはやはり心もとないなど。ひいては、渋滞や近隣の迷惑という部分につながる点ではないかなというのも、今日のやり取りの中で確認させていただいたところなので、そういった点はしっかり、今日の現地視察、現場の中でも、検討という話も出ましたので、その辺のところはしっかり協議を進めていただいてということで行っていただければなというふうに思ったところです。

○山下委員

7の北側歩道整備事業というところですけど、さっき最後に通ったところですね。歩道の存在をあまり知らない状態にあったというか、あそこですよ、石畳の。

それで、本当になんかたがただし、バリアフリーのことを考えたら、とても無理な状態になっているので、その整備というのは、何かこもりした雰囲気を残すという気持ちは分かりますが、だけれども、バリアフリーというあたりもちゃんと入るようにしてもらわないと、ただ、木の根っこだとか何かがあって結構難しそうだなという感じもちょっと受けましたので、ここは私たちもちゃんと気をつけて見ておかないといけないんじゃないかなと思います。何かタイルとか敷き詰めて、えらいお金かけた感じがありますけど、誰も知らない状態ですよ、あそこ。

○村岡委員長

特に今御指摘あった北側の歩道については、改めて今日通らせていただいて、やっぱり何らかの、利用していただくための整備をするのであれば、やはり利用しやすいようにと

いうようなところは、しっかり提案していかなきゃいけないというふうに感じました。

あとほかに、サンライズパークの文化会館の整備について、特に御意見はよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

分かりました。

続きまして、もう一か所、公立認定こども園整備事業について、千代田のほうに視察に行かせていただきましたので、これについても委員の皆さんより御意見を1人ずつお伺いしていきたいというふうに思います。

○諸富委員

視察に行って、すごくイメージができたので、本当によかったなと思っています。

ウッドデッキはやっぱりすてきだなと思いましたし、子どもたちがここで遊んでいる姿とかもイメージすることができました。屋根があったほうがとか、日当たりがとか、そういう具体的な話も聞けましたので、こういうイメージでつくりたいというのは十分分かったと思います。

あと、神埼のこども園は、鉄骨の造りで、そこに木で表面を覆っているというか、要所要所子どもたちが触れる部分を木でしていますということだったので、例えば、同じような形でした場合はどれぐらいのコストが下がるのかとか、そういう部分でもし分かればというように感じました。

○川崎委員

今日視察に行って非常によかったなと思います。大きさも同じくらいの園舎でした。ウッドデッキもありました。鉄骨でしたけれども、非常に雰囲気がよくて、子どもに触れる部分を木にすればいいのかなと思いました。

百歩譲ってウッドデッキは計画の半分でもいいのかなと思ったりもしました。それよりも緑の足を拭くといったのが気に入りました。

一番言いたいのは、今回、私たちが意見を言っていますけれども、執行部は予想できたらうにね、この案を出したら金額的に必ず何か言われるよねと予想できたと思うんですね。それでも押し切れると思いんさったのかなと。文句言われたら、べた下りすればいいのかなと、いや、そうじゃなかやろうと自分は思うわけです。だから、仮に今回否決されたら、それは私たち議員の責任じゃなくて、そういった議会を甘く見ていた執行部の責任じゃないのかと。もし是が非でも通したいんだったら、前々から説明を十分にしとかんと、この金額を見て、内容を見て、多分納得せんやろうというのは予想ついたらうにねと思いました。以上です。

○川副委員

今日見て、改めて具体的なことが頭の中で構想できたので、よかったなと思います。

定員が150名で、現在131名ということで、20名減ということです。これについては、周

辺で私立保育園等が新しく建ったおかげで、そちらのほうに流れて20名減ということになっているということです。ただ、広さ的には、これで十分問題ないのかなど。150名でその広さでしたので、やはり考えると、佐賀市の今回予定してある、こども園は広過ぎるのかなということでした。

あと、園長先生おられましたので、子どもを見る環境はどうでしょうかと、見る環境というか、見守り関係ですね、この園の教室の数で十分先生たちの目が届きますかということで話しましたが、保育士が46名おられて、その点は十分保育士のほうに頼んであるということでしたので、まず、安全性については問題ないということでした。

あと加えて、東のほうに子どもたちの食育のための農園があったということで、これは非常によかったなということで、今感じております。この辺りを本庄認定こども園でも考えていただければ、とにかく、あとは1人当たりの園児に対する面積が適正なのかならないのかということちょっと考えていきたいということで、改めて思いました。以上です。

○松永憲明委員

まず、ウッドデッキの上のほうに鉄骨の屋根があって、私が、夏場は相当暑いでしょうねというようにお聞きしましたら、さすがに、最近の地球温暖化の影響もあって、かなり夏場は暑いですという話でした。ウッドデッキの材を見ましたところ、極めて上等な材というようには私は思いませんでしたけれども、コーティングしてあって、めくれたりとかいうような状況ではなかったので、これだったらいいのかなと思いました。ただ、雨ざらし野ざらしのような形で造っていくと、腐食が進んでいくんじゃないかという危険性もあるので、どういうふうにするのかというのが一つの課題になってくるなというのが、一つ私思ったところです。

それから、北側のほうに廊下がとってありました。これはトイレに行くためのものでもあるし、かなり広くとってあって、何か机みたいなのが置いてあって、あれを一体何に使うのかちょっと私もよくは聞かなかったので分からなかったんですけども、移動できるようなものだったですね。物置になってしまう危険性があるなというふうに思ったりもしたんですけども、ちょっともったいないなというふうに思ったところです。

本庄保育園の場合は、南側に廊下ウッドデッキというふうになっているので、その設計の在り方についてどうなのかと、私、本当にこれがいいのかなというような疑問は生じたところがございます。今、私の感想は以上です。

○村岡委員長

今の点で、私が園長先生に、廊下に机が出ていた件を聞いたんですけど、卒園式の準備で、通常はホールに置いて、給食とかしてある分を、会場を空けるために、今日はちょっとここに廊下に置いていますというような、大体あの机を使ってされているそうです。今日はちょっとたまたま、練習でホールを全部空ける関係であつちに今日は置かしてもらっていますという説明があったので、一応補足しておきます。

○山下委員

ちなみに、コロナ前は、そのホールでみんなでランチルームみたいにして食事していたのですが、今はちょっとそれができていないとおっしゃってはいました。

私も、ウッドデッキのことは一番ちょっと関心があって見ていたんですが、ゼロ歳児のところは囲いをして、それなりの、そんなに広くはないと。そして、1、2歳児のところは、そんなにまた広くはないけど、やっぱりそこも囲いがあって、そこから先、年中以上のところはぐっと広がって、相当広いなとは思いました。

屋根があったのは、やっぱりあったほうが良いと本当に思ったんですよね。でないと、ゼロ歳児のほうは、ひさしというよりも建物のこういう出ているというよりかは、きちんとした屋根として附属になっていて、それがウッドデッキと同じ高さなので、吹き込みとか何かちょっとあるという話がありました。ですが、年中のほうは、ざあっと長いひさしになって、ただ、建物に近いところは半透明で、それがサンルームみたいになってよかったけれども、それが暑過ぎるので、黒い寒冷紗をかぶせて日よけにせざるを得ないという矛盾、痛しかゆしなんだなど。その先は鉄骨のギザギザの何か、そういう屋根になっていましたが、でもやっぱり屋根は本当にあったほうが良いなと思ったんです。

もう一つは、さっき川崎委員も言われましたが、ウッドデッキの先に、人工芝というほどでもない、芝生のシートですかね、それを緩衝材のように結構広くとってあったですね。そうすると、園庭から、そのグリーンの芝生に乗って、足洗い場があって、ウッドデッキなので、直接、砂がウッドデッキにつかないので、その緩衝材は本当にあったほうが良いのよねという感じがしたんですが、今の佐賀市の話では、廊下があってウッドデッキがあって園庭になってしまっているの、むしろそこは修正したほうが良いのではないかなという感想を持ちました。

あと、考えたのは、ずっと審査のときにも感じていたんですが、公立で整えるというときに、なかなか私立では受け入れられないようなことをきちんとやるという姿勢に立つ、そのコンセプト等の関係では。だから、たとえ施設が、もし、もっと増やさんばということになったとしても、一時保育とか病児保育とか、何かほかでは困ってできないということをきちんとできるような発想が本当はあるべきなのじゃないかなという感じがちょっとしています。

鉄筋か木かというときには、議会としては木材利用ということはずっと言ってきた関係もある中で、木造で、なおかつコストを低くする方策ということがきちんと探れないのかどうかということについても、もうちょっと考えたらいいのかなとは思っているんですが。

○福井委員

改めて、ここはやはり執行部が見て、インスピレーションを受けたんだなと思ったところでした。つまり、総面積は7,980平米ですか、もうほぼ8,000平米ですね。佐賀の場合は9,000平米と。建物のほうが1,800平米になっています。佐賀は2階を入れて2,000平米です

ので、ほぼ間違いないような広さだなということで思いましたし、南向きということで非常に明るく、さらにウッドデッキと、先ほどからいろいろ言われているように、割合広くはとってあります。そのための対応としては、人工芝的なものを入れながら、ちゃんと、いわゆる足洗い場を置いてやってきているということでもありますけど、やっぱりそれでもウッドデッキはかなり経年劣化というものが出てきていると。そして結構、子どもたちの足にけがにならないように、かなり手入れをしているというようなこともあって、その点では、常備、手入れをする必要があるなということでもって、この辺も参考にはなりました。

もう一つは、ウッドデッキの上のところの屋根の部分が、それなりにされていますので、そういう点でも子どもたちのことをしっかり考えていらっしゃるということも思ったところでした。

駐車場については、今、2,300平米というふうなことで準備されていて、駐車場それ自体では62台、そして何かのイベントのときは、グラウンドまで入れるということで、そこに80台入るというふうな対応になっていますので、佐賀市の場合は果たしてその辺が、多くなった場合は周辺の体育館とか、あるいは小学校というような話をされていますので、そういった点でも非常に機能的にされているということも参考になったところでした。

(「園庭は62台、駐車場が68台」と呼ぶ者あり)

園庭が62台か、68か。要は足して130台からなっていますので、そういったふうなことだったと思っております。私は以上です。

○重田委員

非常に参考になりました。基本的なレイアウトというか、それはほとんど一緒だなと思っておりましたが、廊下が、ここは北にあって、どうかな、寒いのかなと、そういう感じがありました。

ただ、今回、うちが廊下南で、そのあとウッドデッキという形になって、一番問題はとにかく風化による腐食かなと思うので、その対応をどうするのかなというのを感じました。

それと、あと鉄骨というお話もあっておりましたが、向こうが、ここは鉄骨でできておりましたが、あそこを木質化でやったらどうかなというのを感じて、あれぐらいの柱だったらそんなに値段は変わらないじゃないかな、そういう部分を感じております。

とにかく広過ぎるという意見とか、いろんな部分あったんですけど、今回見て、広過ぎるという感じは、本庄と比べて、そういう感じはあんまり感じませんでした。以上です。

○西岡真一副委員長

大体皆さんと同じなんですけれども、廊下を見せていただいたときに、説明あったのが大体今本庄で計画している廊下の幅がこれぐらいということで、見た感じそんなに私としては、もう少し広くてもいいんじゃないかなと思うぐらいでした。通常の公民館やなんかとあまり変わらんなど。これぐらいの広さをとっている理由づけの一つとして安全対策上

の問題もあるということでした。何かの際には子どもたちを後ろから追い立てながら、恐らく1列に並んではくれないので、それを追い立てながら避難させると、そういったような機能上も廊下は広めに造っておりますという説明を受けたのが非常に印象的でした。

外は、大体床が低いので、ウッドデッキも、さっき福井議員でしたか、言われていたと思いますけれども、人工芝に続けたような造りということが出来ます。これが本庄でもこんなことができないのかなとちょっと思っていましたので、これは参考になりました。

あと、執行部が来ていましたので、予算執行の状況、現状の進み具合というのを聞いておりました。債務負担行為だと思っていたら、令和3年度予算の明許繰越で、6月まで実施設計をやっていますということでしたので、そういうことになると、今から動ける部分がどれくらいあるのかなというのが、ちょっとまたこれは確認していきたいと思いました。以上です。

○村岡委員長

私のほうからも、もう皆さんおっしゃられるとおり、今回、本庄子ども園で提示するに当たって参考にされているだけあって、やはりよく似ている感じで、いわゆるイメージとしては実際見させてもらって、イメージがしやすいなというふうな感じです。

広さにしても、先ほど福井議員もおっしゃられていましたけれども、全体的な敷地の大きさ、建物の大きさという部分、ちょうど今、佐賀市の本庄の場合でいうと、駐車場が建物の北側に多く配置されるというぐらいの位置関係なのかなという印象ですね。

佐賀が2,000平米に対して250平米ぐらいが2階の相談のスペースということを見ると、建物の面積として、ウッドデッキ合わせて1,700平米ぐらいという説明を受けましたので、佐賀で予定されている広さもほぼ同じなのかなという、建物の配置を考えてもですね、という部分では、どういったイメージを持たれているのかというのは実際見させていただいて分かりやすい感じでした。

先ほど言いました廊下の件についても、園長先生もいわゆる子どもたちの行き来、往来をするのには、これぐらいの幅があったほうが、幅があって助かっていますというような感じで園長先生もおっしゃっていたのが印象的でした。

あとは、ほぼ皆さんと同じような印象でございました。

あと、ほか何か、こういった点も気になった、よかった、悪かったなという——悪かったのはいいですね。すみません。何かこの辺はというようなところがあれば。

○山下委員

ウッドデッキの手入れに関しては、1年ごとに行っていると行われていましたよね。乳児の部分と扱いが違っている感じで、乳児のほうのひさしが短いほうが傷みやすいというふうには言われていました。

○川崎委員

倉庫はプレハブでした。だから、落とせる部分はどこでも落とせると思います。

(発言する者あり)

○村岡委員長

一応建物とそろえるような、統一したイメージというのを持っていらっしゃる。

それでは、御意見のほうはよろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、採決へ向けての意見聴取でございましたので、採決のほうに移りたいと思いますが、皆さん、採決の準備はよろしいでしょうか。

○福井委員

採決に入る前に、昨日の審査の中で、私どもの会派で議論していてちょっと聞きたいなというのが1点抜けていたのと、もう一つは確認した事項が、金曜日の説明の中で、執行部がかなりぐらぐらとした状況もあったもので、確認を幾つかさせていただきたいと思っておりますので、できればもう一度、大松部長と、それから建設部長に御出席いただいて、ちょっと御質問させていただければありがたいと思っておりますけど。

○村岡委員長

確認なんですが、聞き漏らしていた点というのは、まずどういった点ですか。

○福井委員

聞き漏らした点は、今現在工事が中断しているというふうなことで、その点についての現状とか、それから理由等々を聞く予定だったんですが、そこがちょっと抜けておったので、それをお伺いしたいというのと、もう一つ、仮に予算が通らなかった場合の影響等々について、執行部はどのような考え方をされているかということ、ここはぜひ聞いておきたいと思っておりますので、ぜひそこは両部長にお願いできればと思っております。

○松永憲明委員

もしも通らなかつたらとか、ちょっとそこら辺が気になるんですね。

財源については、当然これは国の補助金等が入っているものと私は思っているんですけどですね。ですから、予備費に回すなんていうのは、これはもうちょっと出来ないんじゃないかと思うんですね。そういったところは執行部のほうで、当然、事務局のほうでも分かっているんじゃないかと思うんですね。ですから、そういうことを想定されたの確認とおっしゃっているのかどうか、いかがなんですか。

○福井委員

今、松永憲明委員がおっしゃったとおりです。それを想定した場合に——想定というか、そういったことがあった場合のことをちゃんとそれは考えておられますかということで聞きたいと思っております。

○村岡委員長

では、予算が通らないと仮定した場合の対応をどのように、今としては考え、執行部の立場からいけば、通してもらおうというのが今議会の向こうの目的でありますので、通らな

かった場合というようなところをどこまで考えているかということでしょう。

○福井委員

その理由の一つは、答弁の流れの中で、ずっと趣旨は一貫しておられましたが、最後はもう全部、予算の削減について努力するであるとか、あるいは設計についても見直しを含めて最大限努力しますといったようなこともずっと言われておりますので、考えてみると、その辺になってくると全部前後の流れがずれてきますので、そういうものの与える影響といったものをどこまで考えていらっしゃるのかということをご伺いしておきたいと思っております。

○村岡委員長

これの質問について、今、子育ての大松部長と建設の姉川部長というふうにおっしゃいましたけれども、通らなかった部分についてというのは、具体的に両部長にお伺いすることですか。

○福井委員

そのとおりです。当然それにかかってくると思いますので。

○村岡委員長

この点について、今、福井委員のほうから、1点は質問の聞き漏れがあったので、もう一度確認させていただきたいという点と、もう一点は、今後の対応に関わることでありまして、その点について、執行部がどのように考えるのかというのを、当然採決に当たって聞かざるを得ないというような判断でございますね。というような形で、御意見が出ております。

あくまで委員の皆様、執行部を呼んで確認することがあるのかどうか。この点について、何か御意見あれば。

○松永憲明委員

執行部のほうは、単価の見直し、実施設計については実施設計をやりながら、並行しながら、これは進めていきますと。当然、文教福祉委員会の所管事務調査等が開かれていけばそこに出てきて随時説明をするんだということの答弁だったと思うんですよね。だから、そこまでは言質をしっかり取っているの、もう聞く必要はないんじゃないかなと思うんですけど。

どうしてもとおっしゃるのかどうか。そこは確認が取れているんじゃないかと思うんですよね。だから、後は通らなかったらとおっしゃるけれども、私は先ほど言ったように、もうこれは単独予算じゃないんだから、当然補助金等が入った中での予算組みになっているので、そこは会派のほうでしっかり確認されてくるべきではないかと思うんですけどね。

○福井委員

いや、会派でもってというよりは、それは委員会の中での議論のやり取りの中で、議事録に残した形で、ぜひ、私たちはその土台の上で採決に臨みたいと思っておりますので、

独自で会派の中で調査するという事は、委員会の中ではその内容について議論することが大前提だと思っておりますので、ぜひ、両部長にはお願いいたしたいと思っております。

○山下委員

私も、委員会なので、委員会としては別に何を聞いてもいいと思うんですよ。だから、予算の取扱いをどうするのかとか、どういう仕組みになっているかという角度で聞く分には別にそれは聞けばいいと思うんですよ。最終的にどう判断するかはその後のことなので、精いっぱい聞くだけ聞いた上で、それぞれが判断することなんだと思うので、この際これも聞き忘れていたということがもしあれば、もし見えたときに聞くことが出てくるかもしれないので、そのお答え次第ではですよ。取りあえずきっかけとして言われたことで来てもらえば、それはそれでもありなんじゃないですかね。だから、聞き方の問題で、通らなかつたらどうするんですかというよりも、予算の仕組みがどうなっているのかとか、そういうふうなことできちんと聞けばいいんだと思いますけど。

○村岡委員長

では、今の点をまとめますと、この事業が予算の成り立ちとして、先ほど言われたみたいに国の補助金等々の仕組みとして、どういう入の部分と出の部分で、それを調整というか、手が入る場合にどういう影響があるのかというような部分ですね。ただ、前提としては基本的には、先日の再度の説明というところで、私のほうから、ほか御質疑ありませんかということで確認させていただいた上で、現地視察については必要があるということで対応させていただきましたので、基本的には現地視察終了後は採決と、こういうのが通常の流れではないかなというふうには思っております。

ただ、委員会として、この点について、質問を再度ということではありますが、聞く以上は、いわゆる質問の項目ですね、これをしっかり明確にして、これとこれについて答えをもらったら採決をするんだというのが通常でございますので、お伺いするのは、先ほどの聞き漏らした点と、予算の成り立ち、いわゆる影響がどのような形で出てくるのかといった部分を確認するという事で、審査のほうを閉じるというような流れが通常の流れだとは思いますが、そういう形で執行部のほうを呼ぶと。すみません、あくまでこれから執行部に対して出席が可能かというようなことを確認もしなければなりませんので、まずは委員会総意として、両部長——呼ぶのは両部長でよろしいですか。

○重田委員

予算関係になるから、財政課長とか、そういう部分が来んやったら多分答えきらんよ。その辺も関連の部長、課長に来ていただいてせんと、多分、担当だけやったら、出すことに対しては答えきっても、入の部分は非常に厳しいんじゃないかなと思いますので、その辺、委員長お願いします。

○村岡委員長

それでは、今、重田委員のほうからも御提案がありました。総務部長というより財政課長のほうがよろしいですかね。財政課ですね。

○福井委員

すみません、ちょっと今、重田委員に助けていただいたようなことになると思います。恐らくそこまで関連してくると思いますので、できればそういう形でお願いしたいと思います。

○村岡委員長

では、今、出していただいた執行部のメンバー、これから確認させていただきますが、せっかく呼びますので、今、大きく2点ですけれども、それ以外にこの点、本当に確認漏れがないかという部分、よろしいでしょうか。

○諸富委員

執行部の方に聞くのかどうかちょっと分からないんですけども、見積りがこの金額が妥当かどうかというのは、私たち、私に分かるのは、ウッドデッキがいいとか、コンセプトのこととか分かりますけど、それが木造の当初見積りの8億円が妥当かどうかとか、値上がり12億円になったのが妥当かどうかという、建設のことになると分からないので、専門家の方に妥当かどうかを合見積りみたいに、セカンドオピニオンみたいにして取ってもらうということは可能なんでしょうか。

○村岡委員長

ちょっとこのタイミングで、そこまでをすると、確実に事業としてストップしてしまう。すみません、ちょっと私の判断ではないですけども、というふうになってしまうのが現実なところかなと。一応それを踏まえての基本設計というのをしていると。なので、ここも正直、執行部も難しいところなので、いわゆる基本的な延べ床に対する単価に係数を掛けていって出さざるを得なかったというのも現実かなと、ちょっとその点は。

○山下委員

本当にそうしようと思ったら、それこそ今後の流れの中でも、例えば所管事務調査とかいうことで、第三者の人、第三者のそういうことを聞ける人と呼んで、参考人招致でもして、こういうときにはどうなんですかということ聞きながら、それを執行部にぶつけていくとか、そういうこともできると思うんですよ、手法としてね。本気でそれをしようと思ったら、それは別にできるんじゃないかなと。ただ、要するに採決のタイミングでどうするというのは間に合わないけれども、執行部が、今後、コストダウンについていろいろ検討していきますと言った以上は、こちらもそれを待たずに、議会としても、何らかのことで対案がもしあるのであれば、いろいろな提案もしていくような構えを持つことはあってもいいのかなとは思うんですけどね。ただ、採決にというところちょっと……。

○村岡委員長

それでは申し上げます。

まずはちょっと執行部に、今の質問事項をお伝えして対応ができるのかという部分になりますので、一旦、暫時休憩ということで、対応が可能な時間が明らかになりましたら、各委員にお伝えしようと思っておりますので、一旦休憩を取らせていただいて、その対応のお時間をいただきたいというふうに思います。

一旦、文教福祉委員会を中断して休憩を取らせていただきます。対応が可能になりましたら連絡させるようにいたしますので、一旦休憩に入ってください。よろしくお願ひします。

◎午後2時24分～午後3時19分 休憩

○村岡委員長

それでは、委員の皆さんもおそろいでございますので、文教福祉委員会を再開いたします。

休憩前に、採決に当たって再度確認させていただきたいことがあるという委員の申出がありましたので、執行部のほうから、大松子育て部長と姉川建設部長、そして財政課長の牛島課長にも来ていただいております。ありがとうございます。

それでは、まずは建設地の造成のことについて問合せがございましたので、川副龍之介委員のほうから質問をお願いいたします。

○川副委員

予定地である、認定こども園の用地整備、この計画はどのようなふうになっているのか、確認の意味でお答えください。

○姉川建設部長

今回の認定こども園の用地造成でございますが、当初、今予定しております西側の南北の道路、大井樋緑ヶ丘線と言いますが、この道路をアクセス道路として拡幅を行って、その後、造成を行うこととしておりました。用地交渉をする中で地権者が2名おられまして、1名の方が急にお亡くなりになったという事情の中で、非常に用地交渉が中断した期間がございます。この大井樋緑ヶ丘線でございますが、この道路につきましても、現在の本庄幼稚園の通園のアクセス道路にもなっておりますし、本庄小学校の通学路にもなっております。ですから、安全を確保するために、なかなかお亡くなりになったところの相続等もありますので、時間がかかるということで、現在、地権者2名の方に、借地をして作業用道路を造って、それで造成工事を始めたいということで今考えているところでございます。

今のところ、そういった借地については、一定の御理解をいただきながら進めさせていただいております。5月には造成のための作業用道路を造って、造成は9月までには終わらせたいと、現在のところ考えているところでございます。以上でございます。

○村岡委員長

では、道路を含めた造成地の件について、特にほかの委員さんから御質疑はございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、もう一点、今回の事業について、予算の成り立ちでありますとか、そういったところの質問ということで伺っておりますので、福井委員のほうからよろしいでしょうか。

○福井委員

それでは、お伺いしたいと思います。

先ほどは、予算のペンディングの話をちょっと仮にしたところ、それはおかしいじゃないかということもあったんですが、そもそも予算というのは、可否両面考えていかなければならないと思いますので、当然そうですよ。否の場合も想定して、当然考えていらっしやるだろうと思いますので、そうした場合に、まず1点目は、そうしたペンディングになった場合に市民への影響をどう考えていらっしやるのか。これをまずお伺いしたいと思います。

あと数点ありますが、まず1点目、その辺についてどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○大松子育て支援部長

既に本庄幼稚園、それから成章保育所、こちらのほうで、両園の保護者の方には、令和6年4月に開園予定ということでの説明をさせていただいておるところでございます。

特に成章保育所の園児には、令和6年4月までに開園して、そういう場合は、本庄のほうに移っていただきますというふうな御説明をさせていただいた上で、御了解いただいた上で成章保育所のほうに入所されているということになります。

令和6年4月以降に在園児となるのは、この成章保育所の今現在、2歳児、それから1歳児ということになるんですけれども、当然、成章保育所が本庄に移った後、そちらのほうで卒園させたいというふうな保護者の御希望もあって、こちらの成章保育所を選ばれているというふうにも考えているところでございます。こういった保護者の皆様の希望が、例えば、1年程度延期したということになると、本庄での卒園を迎えられないお子様が出てくるというふうな状況になるのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○福井委員

ただいまの件は理解いたしました。

次に、ペンディングの問題になった場合に、工期への影響というのはどのように考えていらっしやるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。ちょっと似たような問題になるかもしれませんが。

○姉川建設部長

今回いろいろな御指摘をいただきながら、進めさせていただく場合に、できる限り令和6年4月のオープンというのを目指しながら工期をつくっていくわけですけど、今回の分で、そういった計画が変更せざるを得ない場合であったりとか、構造上の話であったりとか、

そういったものとか、資材高騰であったり、資材の調達具合、そういったものを加味すると、1年延期する可能性について否定はできないというようなことで考えているところがございます。

ですから、私どもといたしましては、令和6年4月オープンを目指して十分努力することは前提ではございますが、そういったもの、諸般の事情を鑑みると、半年遅れるというのではないので、開園については1年1年の単位なのかなということで思っておりますので、そういったことで1年遅れるというのは否定できないというようなことでございます。

○福井委員

ということは、今回のそうした議案の審議の影響を受けて、1年ぐらいの延期ということとは織り込み済みと——織り込み済みという表現はいけないかもしれませんが、そういうこともあり得るという想定で、今の調整に入るということでしょうか。

○姉川建設部長

私どもは、やっぱり令和6年4月のオープンというのは、目指していく最大の目標でございます。

ただ、今のいろんな諸問題の中で、そういったもので、私としましては、それを目指していきますけど、いろんな事情とか、そういったことで、今から協議をずっと続けさせていただくという中で、やっぱり1か月、2か月遅れても多分開園が5月とか6月ということにはならないのかなと私自身は思っております。ですから、1年単位の開園ということで、今その可能性について申し上げさせていただいたということでございます。

○福井委員

本庄保育園の建築については、それは私たちも本当にそういう気持ちでおりますが、ただ、今回の委員会の流れの中で、ある段階から全部見直しという表現を両部長されました。資材についても、あるいは予算についてもということで随分されましたので、その限度といたったものを想定されて、ちゃんと考えられているのかなということがあったので、今の話からすると、ずるずるということも想定されているので、工期等の問題ということは、本当に遵守できるのかとちょっと私は思ったところであります。ですから、状況によっては、議会の判断としては、再度6月定例会の提案ということはあるのかというふうなことも思ったところでありますが、この辺はどうなのでしょう。

○姉川建設部長

私どもの説明が足りなかったということで思っております。

私が今まで説明させていただいたのは、建築工事におきまして、実施計画と並行して概算の予算を上げるということは通常やっているものでございまして、実施計画の中でやれるものがあるのが、変更と捉えられたのかもしれませんが、実施計画の中でやれるものはやりますと、こういった視点でやりますということで答弁させていただいたつもりでした。そういったもので、基本的には建築は実施計画と並行して概算で予算を上げさせ

ていただいて、発注時期にきちんとした単価を見積もらせていただいてということは今までもやってきておりますし、今後もそういったことになるかなということでは思います。

ただ、御指摘のとおり、高過ぎるんじゃないだろうかとか、面積の精査が足りない、そういう御指摘も真摯に受け止めながら、今、私どもが、そういった高いと言われる部分に対して、実施設計の中でやれるものを御説明させていただいたというところでございます。

ですから、建築工事につきましては、土木工事と違いまして、建物を途中でやめるとか、単価が上がったからやめるということがなかなか難しいことになります。ですから、1戸建てるんだったら、建てる予算を確保する必要があるというところがあります。もう一つは、土木みたいに共通単価があって積算しているわけではございません。あくまでもそのときの見積り等をいただきながら、そのときの価格を計算しながら発注を行っているという事情もございます。ですから、実施設計を行いながら、一番直近の単価を把握して、入札不調等が起こらないように、そういったことを行っているところでございます。

ですから、実施設計が済んだ後に予算を上げるということになると、もう一回発注時期に単価を見直す必要があります。そういったもので、その経費もまたかかってくるというような事情もございます。ですから、今回、ちょっと私のお答えが非常に分かりにくくて申し訳なかったなと思いますけど、そういったことで、実施設計の中で、いろんな縮減、いろんな考えの中で、いつもやっていることではございますが、そういったものを考えながら、議会のほうにお諮りしながら進めていければなということで説明させていただいたところでございます。以上でございます。

○福井委員

次に、予算の組立て方の問題になりますが、たしか入りの部分では、合併推進債といった形が多分入っていると思いますけれど、この3月定例会でのものを先に、例えば6月とかにといった場合に、合併推進債の問題、何と申しますか、その申込みでありますとか、その辺の組立てについて問題点がないのかどうか、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○牛島財政課長

現在お示ししております事業スケジュールが、今後、御指摘等を踏まえて、どの程度の時期にこちらのほうから再提案させていただくことができるのかとか、そういう全体の事業スケジュールがはっきりしていない状態ではございますので、ちょっと確たるお話にはならないかもしれませんが、例えば、少なくとも今回の実施設計の前の段階の建築の面積でありますとか構造等について大きく変更が生じた場合、その実施設計そのものが、例えば再契約など、そういったことになった場合については、合併推進債の活用が結果的に難しくなる可能性はございます。

ただ、現在の実施設計が大きな見直しもなく進んでいきますと、基本的に令和4年まで

の合併推進債の活用期間ではありますけれども、経過措置として、その期間に実施設計が着手された分については、事業完了まで合併推進債が活用できるという経過措置が設けられておりますので、今のような前提であれば、建物の建築に影響はないということになります。大きく見直しが入った場合は、当然影響はございますが、その見直しの内容によっては、最後まで活用できる可能性はございます。

ただ、今回、財源として合併推進債以外には、国庫補助金も数百万円充当しております。これは令和4年、令和5年に分けて、トータルで8,300万円ほどの国庫支出金を令和4年、令和5年で申請といいますか、手を挙げているところでございますけれども、これについては令和4年度の予算の計上の時期等によっては、取下げてもう一回申請し直すなどの手続は当然出てくるかと思っております。以上でございます。

○福井委員

ありがとうございます。

合併推進債の金額と、もう一つは、今そう大きな変更がない場合みたいに、ちょっと微妙なところもあるんだけど、その辺の程度というか、その辺は、時期とか工期の予算の規模の変更みたいなことについてはどんなふうな理解をされていますかね。

○牛島財政課長

予算の数字のお話でもございますので、もしよろしければ、議案資料のほうを使いまして御説明させていただきたいと思えます。

◎議案資料をもとに追加説明

○福井委員

ということは、今の数字において、一定の期限内であればそこは可能であるという判断でよろしいわけですね。

○牛島財政課長

今の実実施設計が引き続き、契約の相手方でありますとか、そういったところで進められる限りにおいては、合併推進債は、今申し上げた事業財源として活用することは可能となっております。

○福井委員

建設部長の御発言の中に、かなり慎重には答えられていると思うんですけども、例えば6月定例会の再提案といったような形も、もちろん見直した上のことなんですけれど、こうした場合に、工期の、これぐらいの場合、言ってみれば3か月ということになるんですけど、その辺のことであれば、令和6年4月というのはほぼ可能でしょうか。

○姉川建設部長

6月に再提出という仮定の中のお話かなということで思っております。6月に再提出するときに、今、費用の面の整理と面積の整理というのが必要になってくるのかなということで思っております。その中で、実施設計が終わればいいんでしょうけど、それが、6月、4

月とかに実施設計が終わっていないと、今のあれでは、なかなか予測の範囲から出はしないんですけど、それでも単価がどうやって変動していくのかというものを加味しての予算になると思うんですけど、そういったものが確実にできるのかというところが、今のところ、今から構造計算を行いながら、部材の一つ一つを検討していくという作業を9月に向けてやる予定としておりますので、そういったことで6月の上程が可能かというのは非常に私としては心配しているところでございます。

○福井議員

今の御答弁だと、発注は9月という考え方ですね。

○姉川建設部長

9月いっぱいぐらいに固めまして、10月発注を行って、12月の議会で御承認いただきたいというようなスケジュールで、今のところ考えているところでございます。

○福井委員

日程的に、そうしたものがタイミングよく6月定例会という形でならない場合は、私は臨時会を開いてでも、やっても提案するというぐらいの気持ちがあってしかるべきだと思うんですけど、その辺はいかがなものでしょうか。執行部の答弁としては。

(「それは違うやなか」と呼ぶ者あり)

○姉川建設部長

もちろん、臨時議会をお願いして、開園に間に合わせるというのは、私どもも想定しながらするべきものと考えております。ただ、今の御質問の中ではどういった想定を考えているのかということだったので、9月、10月に実施設計を終わって、発注して、12月の議会のほうで、契約について御承認いただければというようなお話をさせていただいたということでございます。

○福井委員

私のほうは以上です。

○松永憲明委員

財政課のほうにお伺いしますが、先ほど答弁があった中でちょっと気になったのは、この予算が、例えば予備費に回されるとなった場合に、それじゃ国の支出金の分は、予定どおりまたつくわけですか。

それから、記載している分もそのままつくわけですか、そこら辺が明確にさせていただかないと、ちょっとさっきの答弁では、よく分からなかったのでお願いします。

○牛島財政課長

失礼いたしました。まず、今回提案しております歳入歳出予算につきましては、まず歳出予算につきまして2億4,800万円ほど、歳入予算につきましては、先ほどお伝えした400万円ほどと2億2,700万円ほどという歳入予算がでございます。この歳出予算につきまして、仮に予備費というふうな修正となった場合には、当然その予備費に対する地方債、また予

備費に対する国庫支出金とは、予算上計上できませんので、ここの部分については、1,042億円という予算規模そのものを、歳入と同額の部分を削りまして、1,039億円ほどになるかと思いますが、全体の予算としてまず修正がかかるか、または、この歳入の予算と同額の何らかの予算を予備費の財源として計上する必要がございます。この部分について、例えばほかの何か繰入金なりからするのかということになるんですけど、通常、予備費として必要な額は当初予算のほうで計上されている金額に2億8,000万円というのがございますので、さらにここに2億5,000万円ほどのつてきますと、予備費が6億円ほどの予備費に対して基金を充てるかという話になるので、ちょっと予算としてなかなか難しいのかなとは考えておりますので、仮に歳出予算について修正が必要ということになれば、予備費という項目を変えるという修正ではなくて、金額そのものを減額する、歳入歳出ともに減額すると。そして、かつ総額について、1,042億円ではなくて1,039億円ほどとなる、そういった修正が必要となってまいります。

○村岡委員長

その後、また起債というか、すぐにできたりするものなのかという質問があります。

○牛島財政課長

ちなみに、先ほど国庫支出金のときに少し御紹介したとおり、令和4年度に計上していただきます400万円につきましては、既に国のほうに申請しておりますので、これにつきましては、仮に令和4年度中に手は挙げられないという状況になれば、これは令和4年度は受けられません。当然、令和5年度、またはそれ以降に申請を再度し直す必要がございます。

○松永憲明委員

つまり、6月ではそれがつかないと。削ってしまえば、つかないということになるわけですかね、今の話だと。6月に上げて、つくのはずっと後のほうになるわけでしょう。6月に申し込んですぐつくのかどうか、そこら辺はどうなんですか。

○牛島財政課長

通常年に2回、調査があつているようでございますけれども、今申し上げた数字で、昨年10月に回答しておりますので、今後、結果、令和4年度中に必要なくなれば、これは手を下ろすということになります。この時期が何月になるのか次第によっては手を下ろさざるを得なくなつてまいります。例えば、9月とか10月で御提案できるような状態になっていれば、令和4年度中に工事が発注できますので、工事に対する財源として国庫補助金をくださいという手を挙げられるんですけども、これが思ったより、もう少し後ろ倒しになりますと、ちょっと手を下ろさざるを得なくなるかと思つています。

○松永憲明委員

そうすると6月だったらまだ間に合うという考え方ですか。そこら辺、ちょっと分からないので、お願いします。

○牛島財政課長

6月であれば、補助金の申請を再度出し直す必要は、今のところなさそうです。再度、出し直さずとも……

(発言する者あり)

はい。今出している、必ず当初予算で事業執行が年度内にあれば、その400万円という歳入について手を下ろさなくても大丈夫だと。

○重田委員

財政課長に。合併推進債1億5,830万円ということで、これは基本的に最終年度ですよ。これで事業がちゃんと認定されればそのままつきますけど、それ以降になったら、もうアウトですよ。基本的にもう使えないということなんですよ。その条件と、あと一回説明を分かりやすくお願いします。

○村岡委員長

簡単に言うと、どういったところが引っかかると、次年度に回さざるを得ないので、取れないと。これくらいだったら、ちょっと中身は分かりませんが、少なくともこういう条件になってしまうと取れないというところをもう少し明確にお答えいただけますか。

○牛島財政課長

まず、この合併推進債につきましては、令和4年度が発行期限となっております。ただし、その期間内に実施設計に着手している事業については、その建物の整備完了までの財源として活用できるという経過措置が設けられているところでございます。

現在、基本設計、実施設計について、併せて令和3年度予算の繰越予算のほうで実施しておりますので、これにつきまして、現在着手済みという状況であると捉えておりますので、この契約内の中で実施する分について、合併推進債が使えなくなるという影響はございません。

ただし、その実施設計について、今、面積でありますとか、構造でありますとか、様々御指摘いただいております部分について、例えば基本設計に立ち返って、大きく仕様の変更等がなされた場合につきまして、実施設計が着手する時期が遅れてまいりますと、これが令和4年度内に着手していない場合は、令和5年、令和6年、またはそれ以降の財源として活用することはできません。ですので、令和4年度内に実施設計が着手できているというふうに考えられるかどうか、この合併推進債が使えるかどうかの判断基準となります。以上でございます。

○川副委員

姉川部長にちょっとお聞きしたいんですけど、今回の事業でいろんな形で見直しをしていくということと言われて、それについては実施設計書で変更していきたいということでしたけど、これについて、基本計画の変更は特段しなくていいんですか。ちょっと私から辺分かりませんので、基本計画と実施計画の関連性をお聞きしたいと思います。

○姉川建設部長

基本設計は建物のコンセプトであったり、大枠の間取りであったり、外観であったり、そういったものを決めているのは基本設計かなと思っています。それを具現化するために、例えば木造で決めた場合とか、鉄骨で決めた場合、おのおの構造計算を行いながら、耐えられる建物を造らないといけないので、実際、柱を何本入れていくとか、そういったものを決めていくというのが実施設計ということでございます。

ですから、変更と言われましたけど、じゃなくて、申し訳ありません、私もそういった見直しというような言葉を使ったかもしれませんが、実施設計の中で、今御指摘いただいているものをクリアできるためにどういった方法があるのかということを実施設計に反映させていくということで考えているところでございます。以上でございます。

○川副委員

そしたら、基本計画は変えないということで理解していいですか。

○姉川建設部長

基本計画は今のまま行かせていただいて、実施計画を、実施設計を行う中で、仕様の変更等——仕様の変更というか、決めていく中でやっていきたいということで考えているところでございます。

○川副委員

ちょっと確認です。例えば、今回、基本計画までまた見直しということでされる場合、今、設計で債務負担行為で2か年でされてあると思いますけど、また基本計画をつくり直すとするならば、また経費の発生が出てくるのか、そこら辺どうでしょうか。

○姉川建設部長

極端な、大幅な変更がないと、基本計画を見直すということは基本的にはないものと思いますけど、そういった大幅な見直しがあった場合に、基本計画を見直す必要がある場合は、それは費用がかかってくるということで思っております。

○川副委員

そしたら実施設計書で変更していくということで、先ほど、財政のほうからあったとおりに実施設計を見直す中で、特段今のところは、合併推進債に対しては問題ないということで理解していいですか。

○牛島財政課長

申し上げたとおり、見直しの中身にもよりますけれども、例えば、今引き受けておられる業者では対応できずに、契約そのものを別の方がされないといけないということで、いわゆる実施設計の着手時期が変更になりますと、これは使えなくなります。ですので、その辺りが問題にはなりますけど、今の継続、今の業者のままで、ずっと実施設計を進めていくのであれば、既に実施設計に着手しているとみなされますので、この場合は影響がございません。

○川副委員

変更の中で、例えば実施設計書が基本計画と比べて極端に金額が、事業費が変わった場合はどうなるんですか。

○姉川建設部長

あくまでも基本計画は概算を出していますので、それは実施計画の中で変わることはあるということですので、その縛りはないと思っています。

○重田委員

合併推進債の件で、来年度が1億5,800万円ですけど、その次が大体事業費多いですね。それで、次年度はトータルで大体どれぐらい予定されているんですか。

○財政課長

合併推進債は先ほどの512ページで申し上げますと、令和5年度につきまして、7億350万円を予定しております。

なお、これまでの、この事業に対して例えば用地を購入するとき等に対しても、財源として活用してまいっておりますので、期間中、現時点でのこの予算計上しております分と既に執行した分を合わせて、事業財源として10億5,960万円を現時点で予定しております。

○村岡委員長

それでは、ほかに関連を含めて御質疑のある委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑もないようでございますので、執行部の皆様には退室していただいて結構でございます。

一旦休憩を取りますか。では、10分休憩を取りますので、4時10分再開ということで、一旦休憩を取りたいと思います。

◎午後3時59分～午後4時10分 休憩

○村岡委員長

では、10分になりましたので、文教福祉委員会を再開したいと思います。

それでは、直ちに採決に移りたいと思います。

今、文教福祉委員会に付託されている議案は、1号から4号、9号、24号、31号、以上になります。

それでは、お諮りいたします。

まず、お伺いいたします。当委員会に付託された議案について……

(「ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり)

○福井委員

私ども今回の第1号議案に関しましては、ちょっとまだ会派内での意見調整が実は整っておりません。暫時時間をいただきたいと思いますが、

○村岡委員長

では、何分ほどお時間必要でしょうか。

○福井委員

5時まで、できればお願いしたいと思っていますけど。申し訳ありません、17名ということで、一つの私ども会派の数もちよっとありますので、ちよっと意見の調整だけさせていただければと思いますけど。

○村岡委員長

では、自由民主党のほうから、5時まで休憩の要請があっていますが。

○松永憲明委員

採決をしますというように確認しているわけだから、それはないでしょう。ねえ。これはおかしいんじゃないですか、それは。会派の中でそれはきちっと理解してやってもらわないと、そういうことを採決の前に始めるというのは、もうルールもへったくれもないじゃないですか。

○福井委員

本当にこれはおわびするしかございません。委員の皆さん方の御理解をいただいて、ちよっとその辺は、申し訳ないと、おわび申し上げたいと思います。すみません。

○山下委員

だから、本当は始まる前に、そこは正副委員長にちゃんと話を通して、始めてからこれを言うんじゃないかと、そこは、こういうことでちよっと時間くださいと言ってもらったほうがまだよかったんじゃないかと思えますよ。一旦始まって、まだちよっと待てというのが、こういうやり方はあまりよろしくないなと思えます。

○村岡委員長

そうですね。基本的には再開時間を提示しておりましたので、その時点で申出いただきたかったなというのが正直なところでございます。

ただ、大事な案件でもありますので、お時間を5時ということで要望が出ておりますので、委員の皆様、よろしいでしょうか。

○重田委員

自由民主党は数が多いというのは十分分かります。議運で決めて、この日程にしてやっている。そういう部分で、松永憲明委員言われるのが、ごもつともですよね。その中で今回は、皆さんが仕方ないということで、ただ、これが当たり前になってはいけませんので、そういう部分、重々、今からはこういうことがないようにお願いしておきます。

○村岡委員長

では、5時から採決を行うということで暫時休憩を取りたいと思います。

◎午後4時14分～午後5時04分 休憩

○村岡委員長

それでは、文教福祉委員会を再開したいと思います。

では、ただいまより採決に移りたいと思います。

まずお伺いいたします。当委員会に付託された議案について反対意見はございますか。

○川副委員

第1号議案の3款民生費、3項児童福祉費、9目公立認定こども園整備事業、継続費本年度支出額2億4,870万円、これに対して反対いたします。

予算変更で、この認定こども園について、ずっと委員会の中でも議論いたしましたし、千代田のほうの保育園の現地視察も行いました。新聞等にも掲載されましたけど、やはり事業費が非常に高いということでもあります。執行部とのやり取りの中で、その点について、いろいろ修正をしていくということではありましたが、実際に修正金額が出てこない、私たちが検討する条件が、金額がない中で検討する項目はどうも、しにくいということで、今回まだ、修正はするということではありましたが、金額が出ていませんので、この点について反対ということで、きちんとした金額が出るまで見なければいけないということで、今回当初予算については反対いたします。

○村岡委員長

ほかに反対意見はございませんか。

○山下委員

第1号議案と第2号議案と第4号議案について反対です。

第1号議案に関しては、今の認定こども園のことではなく、というのは、いろいろとこれに関しては議論もしてきて、その施設自体を造るなという話ではもちろんないわけで、今後そこは所管事務調査だとかいろんなことでチェックをしていく方策というのがあるのではないかなと思っているので、これ自体は直接の反対理由ではなく、地域福祉基金の本体の18億6,000万円の活用が、財源不足に対応してなかなか考えられていないことですか、それから保育士確保や保育の充実という点で、ここは今の公立認定保育園にちょっと引っかかるんですけど、せっかく造るのに、その内容の充実が不十分であるという点においては問題ありだと思っております。それから、やはり公立ならではの取組をしてほしいということでの意見を持っております。

それから、学校給食費なんですけど、これも常に指摘してきましたが、中学校の選択式弁当方式ということに関して、やはりみんながそろっての給食を実施すべきだという点で、反対です。

それから、第2号議案に関しては、第24号議案の税条例に関しては反対いたしませんけど、今回、主に引下げということになっているので、ただ、高い国保税という構造自体は変わっていないということ、それから、差押えや滞納の件数は確かに減ってはいるけれども、実際に例えばコロナ対策の傷病手当などについても、従業員が対象で、国保の事業者本人はそういう傷病手当も対象外ということで、救済策が不十分であるということで、国保の持つ構造的な大変さということでの負担軽減策が不十分だという点で反対です。

議案第4号の後期高齢者医療に関しては、これも毎回言っておりますが、年齢によって医療に差別を持ち込むということについては反対だということです。

ちなみに、これは医療費の本人負担を引上げとなっておりますし、年金生活者には非常に厳しいと。もう一つ、傷病手当に関しても、国保と同様、この後期高齢者医療は傷病手当は対象外となっておりますが、今、高齢者の人も働いている人たちがおられ、ただ、75歳以上であれば、後期高齢者医療だからということで傷病手当がつかないと。なので、そこは年齢で区切っているための不合理があるということで、そういう構造上の問題があるという点で反対です。以上、3つの議案に反対です。

○川副委員

先ほど認定こども園のほうで反対ということで言いましたので、修正案ということで…。

○村岡委員長

それはまた後で確認いたしますので。

ほかに付託されている議案について反対意見はございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、まず採決の方法につきまして申し上げます。

まず、意見が分かれている、今反対意見が出ました第1号、2号、4号議案について、それぞれ挙手採決を行い、次に、残りの3号、9号……

(発言する者あり)

いや、異議ないかということで、手を挙げてもらって。

(「修正案を先にせんばじゃなか」と呼ぶ者あり)

いや、御異議ありませんかと。

○川崎委員

私たちは、今言っております本庄こども園の分を、今日、何といたしますか、否決します。それで、ほかの分は可の方向で行っていますので、そこを抜いた分としての修正案を出せていただきたいと。

○村岡委員長

それは、これからやる採決の方法を説明して、御異議ないかというところで確認する流れになっておりますので、先走らず、あくまで採決の方法を確認して、異議がないかというのを確認します。それからお願いします。

○山下委員

採決するとき、その対象となる案件をきちんと出しておかないといけないと思うんですよ。だから、修正案がまずあって、その修正案に対してどうなのかということがあって、その次には、それを除く本体はどうなのかと、原案でどうなのかというふうになっていくものだと思うんですが、何か今、修正したいという言葉はあるけれども、形がない中で対

象案件が見えてこないのはちょっとあまり……。おかしいんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですかね。

○村岡委員長

なので、それについてまず御異議を伺いますので、そこで挙手をしていただければ修正案の対応に移るということになりますので、まず採決をするということの確認を問うて…、事務局、確認させてください。

(発言する者あり)

整理しますが、今は、修正案が出るというのがちょっと事前に言われたのであれですが、まず、通常の採決の方法を御提示して、いや、修正がありますという御異議があつて、それに対して対応するというのが通常の採決の流れでございますので、一応異議がありますかというのを伺いますので、そこで発言してもらっていいですか。

では、採決の方法は、先ほど申し上げましたとおり、意見が分かれている第1号、第2号、第4号議案についてそれぞれ挙手採決を行い、次に、第3号、第9号、第24号議案について一括して簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

○川副委員

先ほど認定こども園で反対しましたので、修正案ということで、ここで出させていただきます。

児童福祉費、9目公立認定こども園の整備費ということで、2億4,874万円、これについて歳出のゼロをお願いいたします。併せて、歳入のゼロもお願いいたします。

はい。

○村岡委員長

それでは、第1号議案について、認定こども園の事業を除く修正案を提出したいという発言がございましたので、この修正案についての説明は、今の発言でよろしいでしょうか。

○重田委員

基本的にそれをゼロとするなら、歳入のどこの項目をこれだけ減らすということをちゃんと示さんと、修正にならなくて。だって、修正は口頭で言うんじゃないくて、基本的にその案を示さんと、修正にならんとやなか。だから、歳入がどこをどれだけ減らすのかと、それまでしないと、一般財源やなかんけん、合併推進債とか、いろんなとも使うから、その辺ちゃんと示してください。

○村岡委員長

今、修正案の内容について、説明というか、資料も整っていないという御意見がありましたけれども、その点について、川崎委員いかがですか。

○川崎委員

先ほど言われたとおりに、ちょっとこちらのほうで修正のきちんとした明確な資料は提示することができませんけど、歳出といたしましては、当然、国庫支出金、地方債、一般

財、歳入として一般財源のほうで、ゼロ修正でお願いしたいと思います。

○村岡委員長

川崎委員、今その説明があつて、その説明では理解ができないという委員の意見でございますので、それに見合う資料の提出というか。

○川崎委員

そしたら、すみません、休憩を請求していいですか。

○村岡委員長

今、資料作成のための休憩が希望されました。お時間としてはどれくらい。

○川崎委員

そしたら、時間を6時までいただきたいんですけど。

○村岡委員長

今、川崎委員のほうより、6時再開という申出があつておりますけれども、委員の皆様、よろしいでしょうか。

○山下委員

私も数字を出すのが筋だと考えているんですが、ちなみに、ちょっとこれは事務局に聞いてもいいですか。要するに、根本的な考え方が出ましたと。それで、取り扱うかどうかは、委員会がそれでいいとなったらそれでいいとなるのか、それは実務的におかしいということになるのかという点では、どうなんでしょうか。

○議会事務局

御存じのように、第1号議案については4常任委員会に分割で付託されております。あくまで当委員会で審査されるのは歳出部分、分割付託されて歳出部分になりますので、仮に歳出部分で、本会議で委員長報告する形になりますけど、歳出が仮に修正とかで可決された場合は、議長宣告によって、当然その財源部分については減額するという補足説明をすれば、本会議でも事足りることだと思います。

そこは、事務局も精査させていただきたいんですけど、現実的には歳入部分は付託されておりませんので、当然歳出の予算が削られているということは、その財源に見合った歳入の部分もゼロにしなければ予算総額が合わないことになりますので、そこはこの委員会で採決されるものでも、現実的に言ったら、付託が返った本会議で、そこがもし本会議で諮るような委員会の決定になれば、そこで歳出の修正が可決されれば、議長宣告によって歳出が可決されましたので、当然それに見合う予算については減額になりますという議長宣告が普通かというふうに考えております。分割付託しているから、そうしないと、例えばここで歳出が削られたら、もう一回、総務に歳入の部分がありますので、総務も聞いてもらって、こっちの委員会で歳出を修正可決したけど、総務は議決していますけど、総務でもまた同じ案件についての採決になりますので、そこはあくまで本会議、歳出と歳入は連動している、歳出については付託された段階で財源が示されておりますので、当然、

歳出を本会議で議決すれば、歳入歳出は同額ということになりますので、必要な分については議長宣告で当然減額となりますということで確認するという流れが一番普通かというふうに考えております。

○山下委員

それで、質問したのは、筋としては、きちんと提案するペーパーといいますか、物として数字を示すということが必要だと思うんですが、今の口頭の説明で、大まかな、根本的な考え方のところが示されたことで了としていいのか、いや、ちゃんと書類を書面できちんと示すべきかということに関しては、それは委員会がその取扱いを決めればいいのか、実務上、それは書面で示すべきだというふうに考えるかということを知りました。

○議会事務局

今の修正、どこをどう減額するのかというお話かと思いますが、これは委員会の席では、必ずペーパーでなければならぬという決まりはございません。当然、委員会ですらまとまったことを委員会の意見として本会議に上げる以上は、本会議の場では、当然文書が、ペーパーが必要になります。ですから、この場で委員会で協議する修正の中身が提案者のほうから、きちっと第何款何項何目の幾らを幾らにというのが示されれば、委員会の中ではそれで決定されても構いません。

○村岡委員長

ただ、その点については、資料が欲しいという委員の意見がありましたので、それに対応していただくほうが分かりやすいかなというふうに判断したところです。

○重田委員

局長にお伺いしますが、歳出を削って、本当に歳入が削られるか、そういうことも分からんよね。そういう部分もちゃんと精査せんと、勝手に議会が減らしましたと、あとそれで予算は組まれんですよというのは当然出てきますよね。そいけん、その辺は歳入と歳出とセットで、うちが例えば修正案を出したら、当然歳入まで修正案を出し、それを総務委員会で諮って、それが合はんことにはいかんとやなかかなと。今回たまたま減になるけど、増というのもあり得るかもしれんし、その辺はちゃんと考えて。勝手にこっこの委員会だけ通った件が本会議にそういう形になるじゃ、ちょっと。あくまで入るのが前提にして予算は組んでいくから、基金の、多分歳出の基金も全部変わってきますよね。その辺も含めてちゃんと出さんと、無責任な提案になるんじゃないかと思うんですけど。

○議会事務局

御存じのとおり、予算も決算も、佐賀市議会の場合は分割付託をしています。一部のところでは決算委員会ということで、全議員参加して、分科会に分かれて決算委員会の中で歳入も歳出も審査するという段取りがございます。

それで、今、重田委員言われた財源の問題、当然あるかと思いますが。ただ、歳出予算に、歳出予算の事業説明の中で、この予算にはこの金額を充当しますということはきちっと財

源が示されておりますので、基本的には、その財源——財源は事業によって違いますね。歳入だけが単独されたものと、当然歳出にリンクして、歳入が組み込まれている予算とございます。ですので、今回の御提案は、事業そのものをゼロにするという御提案だったみたいなので、ゼロにするということは当然その財源もゼロになる、いろんな一般財源、合併推進債とか、いろいろな問題がありますけど、それは示されている以上は当然、議会としては財源が示されているので、これを削れば必然的にはゼロになります。ただ、当然言われることはもちろん分かります。総務委員会とか、そしたら、いろんな事業が、今の佐賀市議会の、要するに分割付託という審議状況の中で、各委員会がそれぞれにいろんな事業について、入に絡むものをした場合については、連合審査という一つのことをしないと、採決が委員会ごとにできないということになりますので、現状の今の進み方で言えば、先ほど申し上げた、当然歳出について、議長宣告で、本会議場で、そこを皆さんに合議いただくか、報告するということが一番現実的な対応ということで申し上げましたし、もちろん連動して落ちるということをきちんと、言われるとおりに、担保は取らないといけないので、それでいいかという確認の時間はいただきたいと思いますが、そういう運営かなというふうに私としては今、考えております。

○重田委員

基本的に予算というのはセットですよ。ただ、議会の、うちはたまたまそれを分割して審議しよるだけで、反対に入は全部ですから、連合審査という形をしていますよね。反対に言うたら、これで修正案が出たら、入のほうも連合審査して、総務委員会が代表でしていただいているから、総務委員会に出すというのをセットにしないと、いきなり本会議と言われても、そんなら予算委員会の連合審査は何やったかなという話になるのじゃないかなと思うんですけど。

○議会事務局

その辺はいろんなお考えはあるかと思いますが、今のうちの制度で、今申し上げました、分割付託してそれぞれの委員会で独立して採決している状況があります。ただし、歳入については、歳出がありますので、全部が絡むので連合審査という形を取っていますが、要するにその権限を持っているのは、当然、総務委員会のほうに付託をしています。何でこのことを申し上げるかと言いますと、先ほど言ったような、うちの実態に即せば、それぞれが採決するに当たって、こういう案件が、いろんな案件が今のうちの付託の仕方が出てきた場合に、採決はそうなりと、一旦また再度、全委員会が寄って、ここの歳出について、修正案なりが出ているといった場合に、歳出部分についてはA委員会の意見、歳入については総務の意見ということで、同じ事案について、総務で否決、付託先の委員会で可決という事象も考えられます。そしたら、1つの事業について2つの委員会が関与して採決するということになりますので、そういった意味で、歳出と歳入がセットもんである以上は、今のうちの分割付託の状況を考えれば、歳出の修正案がまとまって委員会から本会

議に必ず返ってきますので、返ってきた段階で歳出と歳入を連動として考えるのか、もう一つの方法としては、そこも確認も含めて、全体の中で、ただいまの歳出の予算、要するに削減とかの予算が通った段階で、当然その財源については修正となりますということを経るという手段もございしますが、いずれにしても、そこは議運の取扱いになりますので、そこは現段階の委員会の今の考え方としては、歳出は歳出、付託された分について諮ると、それが、当然、各委員会の報告が上がってきます。総務は、歳出のこの財源の分は今可決を仮にされております。それも委員長報告で上がります。その段階で、第1号議案全体が議会に戻ってきますので、その中で、こちらの委員会でもし可決されれば、議案として修正したいですと、あるA議案の修正が委員会としては可決しましたよということを経るわけです、そこで歳出を。その段階で委員会の決定どおりに皆さんがいいですよとなった場合に、当然連動して歳入も、今言われたようにかかるので、そのことを、もうそれはセットもんだという考え方に立つか、それも一応きちっと諮っておいたほうがいいという考え方に立つかについては、採決前の議会運営委員会で確認した上でやるのが筋かと思っています。現状では、今言ったように、委員会に与えられている権限、委託された権限は、この事業の歳出についてのみ付託されていますので、それを超える提案というのは、一個人は当然できますけど、委員会としてそこまでの提案はちょっと現状ではできないのかなと思っていますので、本会議で処理して、その処理の内容は、今私が言った連動と考えるのか、そこも議会として、担保した上で歳入もいじるので、歳入についても併せて、一時不再議ということがあるじゃないですか、不再議とみなすのか、そこも担保のためにきちんと議決を取るかというのは、議会運営委員会の御判断になるのかなというふうに考えております。

○村岡委員長

今の佐賀市議会の取決めというか、取扱いでは、そういう出し方で採決することは可能だということが、確認が取れました。

では、今御提示いただいている修正案ですけれども、私も読み間違えとかがあったらいいけませんので、ちょっとこの文言の確認をさせていただく時間を少しいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。10分ほどいただいていますか。

(「もう6時までよかろうもん」と呼ぶ者あり)

6時まで。

あれば分かりやすいと思います。

では、その確認も含めて、当初の時間どおり6時まででよろしいですか。一旦休憩を取らせていただきたいと思います。

◎午後5時31分～午後6時00分 休憩

○村岡委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

委員の皆様のお手元に川崎委員より、今回の修正案についての説明の資料が配付されているかと思えます。この点について川崎委員のほうから特に補足した説明が必要でしょうか。

○川崎委員

資料に修正した金額等を載せておりますので、委員の皆様におかれましては、資料を確認されて今回の修正案を御確認ください。以上です。

○村岡委員長

それでは、まずこれから採決の方法を説明いたしますので、御確認いただきたいと思えます。

まず、第1号議案の修正案を挙手により採決いたします。

第1号議案の修正案、こちらが可決された場合については、第1号議案の修正部分を除く原案について、改めて挙手により採決をいたします。

第1号議案の修正案が否決された場合は、第1号議案の原案を挙手により採決いたします。

補足して説明します。修正案は、抜き出した金額を修正案と言いますので、その点で採決をして、賛否を問います。その後、その賛否が問われた後は、原案の残っている部分について、採決を挙手で行うということになります。

次に、意見が分かれている第2号及び第4号議案について、それぞれ挙手採決を行います。

それが済みましたら、次に第3号、第9号及び第24号議案について、こちらは一括して簡易採決を行いたいと思えます。

最後に、第31号議案につきましては、承認でございますので、簡易採決を行う。

このような形で採決を執り行いたいと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、そのように採決いたします。

まず、第1号議案の修正案を採決します。

お諮りします。第1号議案の修正案について可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

それでは、賛成多数と認めます。よって、第1号議案修正案については、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号議案の修正部分を除く原案を採決します。

お諮りします。第1号議案の修正部分を除く原案を可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、第1号議案の修正部分を除く原案は可決すべきものと決定いたしました。

それでは、第2号及び第4号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第2号議案について可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、第2号議案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、第4号議案についてお諮りいたします。第4号議案について可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、第4号議案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、第3号、第9号及び第24号議案について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。第3号、第9号及び第24号議案について可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案は可決すべきものと決定いたしました。

それでは、第31号議案について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。第31号議案について承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は承認すべきものと決定いたしました。

これで、当委員会に付託された議案の採決を終了いたします。

次に、本会議での委員長報告についてはいかがいたしましょうか。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

特にこの点とはいう、まずはこども園の件についてですけれども、正直これについてはかなりボリュームを割くような形になるかと思えます。これだけでよろしいか。

(「文化会館」と呼ぶ者あり)

文化会館ですね。

○福井委員

だから、今の本庄こども園のことと、あと文化会館と、少し正副委員長に見ていただいて、ちょっとお願いしたいと思えますけど。

○村岡委員長

では、内容については最終的には今の2項目は当然ということで、そのほかの内容については正副委員長一任ということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

◎委員会視察及び議会報告会に関する委員間協議

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りしたいと思います。本委員会の会議録につきまして字句、数字その他の整理については、委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、委員長に委任することに決定しました。

以上をもちまして文教福祉委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

令和 年 月 日

文教福祉委員長 村 岡 卓